

平成30年度介護保険制度改正に伴う基準条例の制定及び改正について

平成30年度介護保険制度改正で新たな介護サービス（介護医療院及び共生型サービス）が創設される予定です。これに伴い柏市においても基準条例を新たに制定する必要があります。また、これに関連して既存の基準条例についても改正が必要となる可能性があります。

現時点においては、その詳細は明らかになっていませんが、今後、厚生労働省から詳細が示された後に、基準条例の制定について当分科会で御審議いただく予定です。

1 制度改正に係るスケジュールについて（見込み）

	平成29年度の予定	(参考)平成27年制度改正の際のスケジュール
29年7月	第2回分科会	
8月		
9月		
10月	第3回分科会	
11月	第4回分科会	
12月	第5回分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準省令（案）パブリックコメント実施 ・柏市基準条例（案）作成開始
30年1月		<ul style="list-style-type: none"> ・国基準省令公布 ・柏市基準条例（案）完成
2月	第6回分科会	・議案提出
3月		・市議会議決
4月	柏市基準条例施行	・柏市基準条例施行

審議・報告

2 新たに創設されることが予定されているサービスについて

(1) 介護医療院

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設。

(2) 共生型サービス

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに設けられるサービス。

3 審議内容について

現在の基準条例において制定している柏市の独自基準（※）について、新たに創設されるサービスの基準条例における取扱い等を御審議いただく予定です。

※柏市の主な独自基準

- ・暴力団員等の排除
- ・サービス提供に係る記録の整備（国基準省令では2年のところを5年に延長）
- ・従業員に対する身体的拘束等に係る研修の機会の確保
- ・利用者に対する入浴の機会の提供
- ・設備基準の緩和（廊下幅及び特別非常階段等）